

# 彦根市営駐車場指定管理者募集要項

彦根市営中央駐車場

彦 根 市

令和7年7月



## 目 次

1	施設および業務の内容	1
(1)	施設	1
(2)	業務の概要	1
2	応募の資格	2
3	運営に係る基本的事項	3
(1)	基本的事項	3
(2)	指定期間	3
(3)	備品購入	3
(4)	業務の再委託	3
(5)	使用料等に関する事項	3
(6)	指定管理料	3
(7)	基準価格および収入下限額	4
(8)	その他	4
4	選定の手順	5
5	応募手続き	5
(1)	応募方法	5
(2)	現地説明会	6
(3)	質疑	6
(4)	応募書類の提出	6
(5)	関係法令の遵守	6
(6)	追加書類の提出	6
(7)	ヒアリングの実施	6
(8)	応募者が運営する類似施設等の実施調査	7
(9)	応募書類の返却	7
(10)	費用の負担	7
(11)	資料の取扱い	7
6	指定候補者の選定	7
(1)	指定候補者の選定方法	7
(2)	プレゼンテーションの実施	7
(3)	審査結果	7
(4)	指定候補者の選定等の公表	7
(5)	協定書の締結	7
(6)	市議会の議決	7
7	要項の遵守	8
8	留意事項	8
9	問い合わせ先	8
10	駐車場位置図	8

別紙1 提出書類一覧	9
------------	---

【様式】

1 彦根市駐車場指定管理者指定申請書	12
2 団体概要書・主要業務実績一覧	13
3 彦根市営駐車場指定管理者に係る指定申請に関する申立書（誓約書）	15
4 彦根市営駐車場指定管理者に係る指定申請に関する同意書	17
5 事業計画書	19
5 付表1 施設の管理運営に係る方針	21
5 付表2 指定期間内の年度ごとの業務計画	22
5 付表3 業務の具体的な実施要領(実施体制)	23
5 付表3-2 人員配置計画書	24
5 付表3-3 協力団体一覧	25
5 付表4 業務の具体的な実施要領(個人情報に対する取組および要支援者への配慮)	26
5 付表5 業務の具体的な実施要領(利用者ニーズと誘客)	27
5 付表6 業務の具体的な実施要領(施設に関する管理業務)	28
5 付表7 業務の具体的な実施要領(災害時、緊急時の対応および職員教育)	29
5 付表8 業務の具体的な実施要領(経費の縮減)	30
6 収支計画書	31
6 付表1 収支計画書	32
6 付表2 使用料にかかる収入計画書	33
7 開設までのスケジュール等	34
8 彦根市営駐車場指定管理者に係る指定申請に関する申立書	35
9-1 共同体構成員届	36
9-2 彦根市営駐車場の管理運営業務に関する共同体協定書	37
9-3 共同体委任状	38
10 質問書	39
別紙2 彦根市公の施設に係る指定管理者選定基準表	40
協定書	41

## 彦根市営駐車場指定管理者募集要項

彦根市営中央駐車場（以下「駐車場」という。）について、彦根市駐車場の設置および管理に関する条例（以下「駐車場条例」という。）第13条の規定に基づき、当該施設の設置目的を効果的に達成することができる指定管理者を下記のとおり募集します。

### 記

#### 1 施設および業務の内容

##### (1) 施設

①	名 称	彦根市営中央駐車場
	所 在 地	彦根市京町二丁目1番27号
	敷地面積	1,617 m <sup>2</sup>
	収容台数	普通自動車 82台
	設 備	駐車区画、管理室、空調設備、給排水設備

##### (2) 業務の概要

###### ① 概要

指定管理者は、駐車場条例第14条に基づき、施設の運営および維持管理に係る業務を実施してください。

地方自治法、地方自治法施行令、駐車場条例、彦根市駐車場の設置および管理のに関する条例施行規則その他関係法令を遵守し、常に公共性の保持に努めていただきます。

###### ② 具体的業務範囲

具体的な業務の範囲は、次のとおりです。

ア 駐車場の供用に係る業務に関すること。

イ 駐車拒否、出場の命令および利用の休止に関すること。

ウ 駐車場の施設および設備の維持管理に関すること。

エ その他市長が必要と認める業務に関すること。

なお、具体的な業務の範囲とその内容については、別添仕様書によります。また、指定管理者を決定する議決後に協議し、協定を締結するものとします。

※彦根市営中央駐車場は、令和8年4月1日から定期駐車での利用を原則とします。

③ 駐車場業務実施に係る標準的な条件

①	名 称	彦根市営中央駐車場	
	休 場 日	なし	
	供用時間	24 時間	
	使 用 料	駐車できる 車両	使用料（定期利用のみ）
	普通自動車	定期駐車券（1 箇月）	5,230 円

## 2 応募の資格

応募資格は、当該施設を効果的・効率的に管理運営できる法人、その他の団体（以下「法人等」という。）、または複数の法人等が共同する団体（以下「共同体」という。）であることとし、次の各号に掲げる条件に該当しない法人等またはその代表者とします。また、共同体にあつては、代表構成員が次の項目のすべてに該当しない必要があるものとします。

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ④ 本市が行う建設工事等の請負または物品の購入もしくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者
- ⑤ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- ⑥ 本市および本市以外において、辞退により指定管理者（候補者）として不選定もしくは不指定となったことがある者で、その辞退の日から 5 年を経過しない者
- ⑦ 会社更生法、民事再生法等の規定により更生または再生の手続きをしている者
- ⑧ 暴力団員による不法な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団または同条第 6 号に規定する暴力団員
- ⑨ 暴力団、暴力団員、暴力団員の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）、もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が、役員や職員であり、または出資もしくは融資を行うなど、これらの者が事業活動に相当程度の影響力を有している団体
- ⑩ 暴力団、暴力団員、暴力団員の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益供与を行っている団体
- ⑪ 政治団体（政治資金規正法第 3 条第 1 項に規定する政治団体およびこれに類する団体）
- ⑫ 宗教団体（宗教法人法第 2 条に規定する宗教団体およびこれに類する団体）
- ⑬ 本市における指定管理者の指定において、その公正な手続きを妨げる者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合する者
- ⑭ 国税および地方税を滞納している者

### 3 運営に係る基本的事項

#### (1) 基本的事項

##### ① 管理人数

各業務を勘案して応募者が判断してください。

##### ② 使用料

駐車場条例に基づき利用者に負担していただきます。

##### ③ 供用時間（駐車場を供用・管理する時間）

定期駐車を原則とするため、供用時間は、24 時間、年中無休となります。

下記 3 - (7) 基準額については、管理人の勤務時間を、午前は、9:00～13:00、午後は、15:00～18:30 として、週のうち、午前のみ勤務を 2 日間、午前・午後とも勤務を 1 日と想定して算定しています。

また、この基準額には、管理人の固定的な勤務のほか、駐車場の清掃や修繕、除雪作業、トラブル等に係る突発的な出務についても算定に含んでいます。

提案にあたっては、これにこだわらず、基準額の範囲内で、適切な管理を行うのに必要な管理人が勤務をする時間、曜日を記載してください。

#### (2) 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで（4 年間）を予定しています。

#### (3) 備品購入

管理運営上必要となる備品は、指定管理者の負担において備置していただきます。

#### (4) 業務の再委託

包括的な業務の再委託については認められません。個別の業務の再委託については、事前に本市との協議が必要です。

#### (5) 使用料等に関する事項

① 駐車場においては、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定める**利用料金制度は採用しません**。したがって、施設の使用料は全て彦根市の歳入となります。

② 市と指定管理者は、別途公金徴収事務委託契約を締結し、駐車場の使用料の徴収・市に納入する業務を行っていただきます。

#### (6) 指定管理料

本市は施設の管理運営費用として指定管理料を支払います。原則として会計年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）毎に予算の範囲内で支払いますが、詳細は指定後に締結する協定で定めません。

指定管理料の算定は、提出していただいた事業収支計画に基づいて決定します。指定管理料には、人件費、事務費、管理費、光熱水費、修繕費（軽微な修繕）、負担金等全てを含みますが、**事故および自然災害等の特別な場合を除き原則として増額しません**ので、事業収支計画立案の際にはご注意ください。また、消費税率は現行の 10% で積算してください。

(7) 基準価格および収入下限額

収支計画書における一事業年度基準価格および使用料に係る収入計画書における収入下限額を次のとおりとします。

- ・ 基準価格 1,800,000 円（消費税込み）
- ・ 収入下限額 3,530,000 円

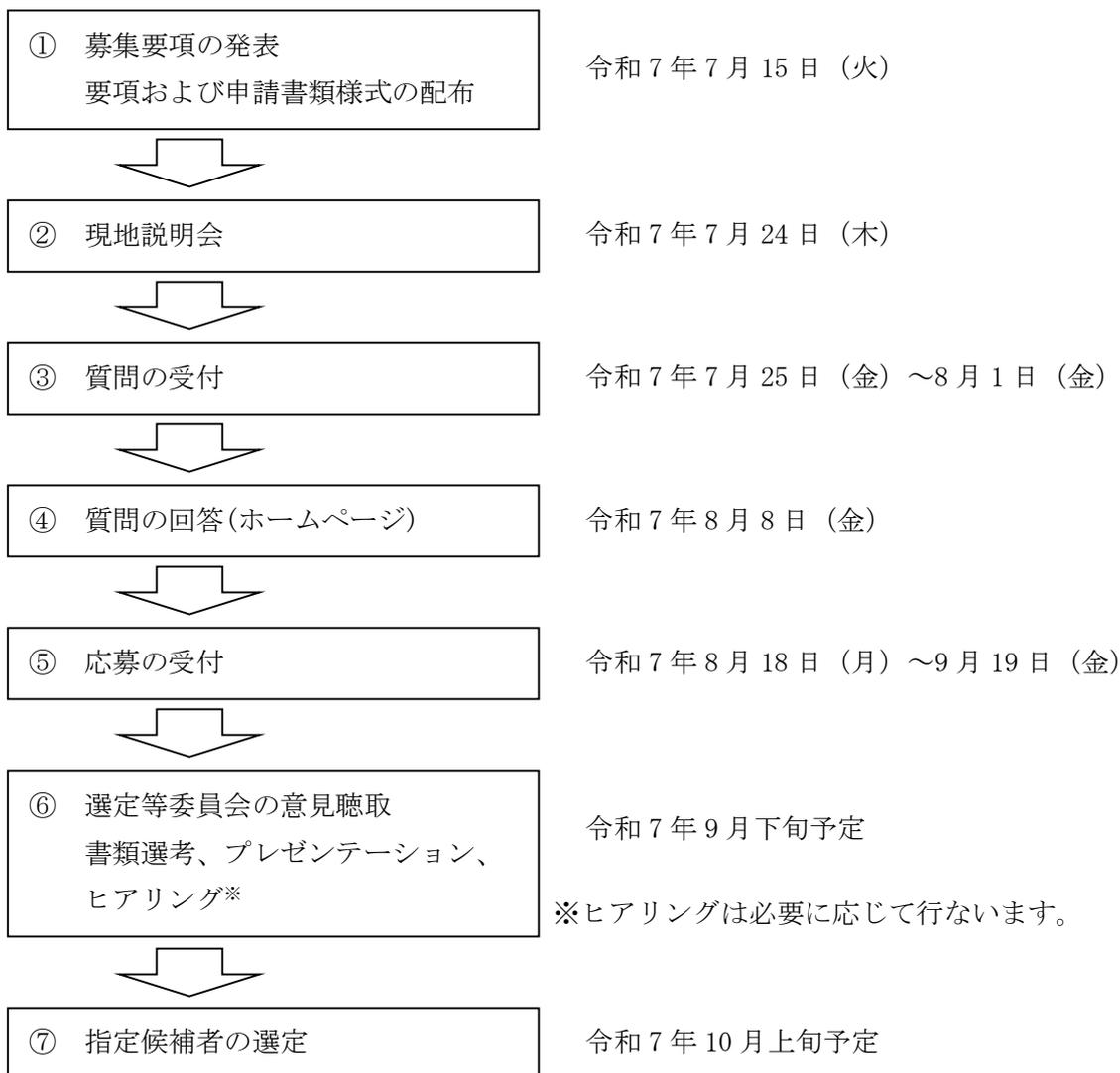
※実際の協定締結および指定管理料の支払いについては、その時期に応じた消費税率で計算しなおして行います。

※基準価格を上回る提案や収入下限額を下回る提案は、原則として失格とします。

(8) その他

指定管理者が行う施設の管理の適正を期するために、本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に基づき、指定管理者の指定を取り消し、または期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命じることがあります。

#### 4 選定の手順



#### 5 応募手続き

##### (1) 応募方法

下記により、書類を提出してください。

募集要項および申請書類様式の配布期間 令和7年7月15日(火)から令和7年9月19日(金)まで
--

##### ① 提出書類

別紙1「提出書類一覧」(P.9～11)のとおり

##### ② 提出期間

令和7年8月18日(月)から令和7年9月19日(金)まで(土日祝日は除く。)

受付時間 9時00分から16時45分まで

※提出最終日の16時45分までに必着のこと。

##### ③ 提出先

彦根市元町4番2号 彦根市都市政策部交通政策課

④ 提出部数

正本 1 部、副本 16 部の計 17 部

(2) 現地説明会

各施設において指定管理業務等についての現地説明会を開催します。参加される場合は事前にご連絡ください。

- ・日時および集合場所 令和 7 年 7 月 24 日（木）  
9 時 30 分～ 中央駐車場管理人室前
- ・参加人数 1 事業者につき 2 名までとしてください。
- ・連絡先 彦根市元町 4 番 2 号 彦根市都市政策部交通政策課  
電話 (0749) 30-6134 (直通) F A X (0749) 24-8517

(3) 質疑

この要項に関する質疑および回答は、次のとおり行います。

① 質疑の資格者

本要項中「2 応募の資格」を満たす者とします。

② 質疑の方法

提出書類様式【様式 10】を使用し、質疑の要旨を簡潔にまとめて文書を持参またはメールで送付してください。

- ・受付期間 令和 7 年 7 月 25 日（金）～令和 7 年 8 月 1 日（金）  
9 時 00 分から 16 時 45 分まで
- ・受付場所 彦根市元町 4 番 2 号 彦根市都市政策部交通政策課

③ 質疑の回答

- ・回答日 令和 7 年 8 月 8 日（金）
- ・方法 彦根市ホームページで公表します。（質問者への個別回答はいたしません。）

(4) 応募書類の提出

提出する書類については、別紙 1「提出書類一覧」(P.9)を参照してください。**郵送による提出は受け付けません**ので、必ず前記「(1) 応募方法 ③提出先」に持参してください。

なお、提出期限後において、提出された書類の内容を変更することはできません。また、応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

(5) 関係法令の遵守

応募書類の作成にあたっては、関係法令を遵守してください。

(6) 追加書類の提出

本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

(7) ヒアリングの実施

本市が必要と認める場合は、応募書類等の提出後に、応募者に対してヒアリングを実施します。

**(8) 応募者が運営する類似施設等の実地調査**

本市が必要と認める場合は、応募者が運営する類似施設等の実地調査を行います。

**(9) 応募書類の返却**

応募書類は理由のいかんに関わらず返却しません。

**(10) 費用の負担**

応募に関する費用は、全て応募者の負担とします。

**(11) 資料の取扱い**

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させたり、または内容を提示したりすることを禁じます。

**6 指定候補者の選定**

**(1) 指定候補者の選定方法**

本市が設置する選定等委員会の意見を聴取した上で市長が決定します。主な審査項目は別紙 2 指定管理者選定基準表 (P. 40) のとおりです。

なお、審査の結果、該当者なしとする場合があります。

**(2) プレゼンテーションの実施**

選定等委員会においてプレゼンテーションを実施します。

- ・開催予定日 令和 7 年 9 月下旬
- ・開催日時や場所、実施方法など詳細については応募者に別途通知します。

**(3) 審査結果**

指定候補者の選定は、令和 7 年 10 月上旬の予定です。審査結果については、応募者全員に文書で通知します。

**(4) 指定候補者の選定等の公表**

指定候補者の選定後、応募の概況（経過、応募者名簿）、選定した指定候補者名および審査内容の概要について公表します。

**(5) 協定書の締結**

市議会の議決を得た後、協定書を締結します。

**(6) 市議会の議決**

指定候補者の選定後、地方自治法の規定に基づき、指定候補者を指定管理者に指定する議案を

彦根市議会に付議し、議決を受けることになります。ただし、市議会の議決を経るまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定候補者の選定を取り消すことがあります。

なお、市議会が議決しなかった場合および否決した場合においても、指定候補者が駐車場運営事業を実施するために支出した費用、提供したノウハウの対価等については、一切補償しませんのでご了承ください。

## 7 要項の遵守

指定候補者が、この要項に反した場合は、指定候補者の選定を取り消すことがあります。

## 8 留意事項

選定等委員会委員に対して、本件募集についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となります。

## 9 問い合わせ先

〒522-8501 彦根市元町4番2号

彦根市都市政策部 交通政策課

電話 (0749) 30-6134 (直通) F A X (0749) 24-8517

E-mail : kotsu@ma.city.hikone.shiga.jp

## 10 駐車場位置図

### ① 彦根市営中央駐車場

